

葉山町配偶者等からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する基本計画

(素案)

平成27年1月
葉山町

— も く じ —

1	計画の策定にあたって ～現状と課題～	P.1
2	計画の位置付けと性格	P.2
3	計画の期間	P.2
4	計画の基本目標	P.3
	基本目標 1 未然防止のための教育・啓発	P.4
	基本目標 2 被害者が安心して相談できる体制の充実	P.5
	基本目標 3 被害者の安全確保のための体制の整備	P.6
	基本目標 4 被害者の自立に向けての支援の充実	P.7
	基本目標 5 関係機関等との連携	P.8

1 計画の策定にあたって ～現状と課題～

配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を無視した重大な人権侵害であり、生命に危険がおよぶような犯罪行為ともなり、決して許されることではありません。一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重される男女共同参画社会を実現する上で、早急に対応しなければならない重要な課題です。

配偶者等からの暴力の特性として、家庭内で行われるために外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者の罪の意識が薄いという傾向があることから、暴力が激化し被害が深刻化しやすいことが挙げられます。また、配偶者等からの暴力は、被害者やその子どもの心身に深い傷を残すだけでなく、子どもに暴力を目撃させることは児童虐待にあたり、社会全体に深刻な悪影響を与えます。

当町では、暴力を防止するため、関係機関等と連携しながら、配偶者等からの暴力防止にかかる啓発活動や、相談窓口の設置、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組んでおります。

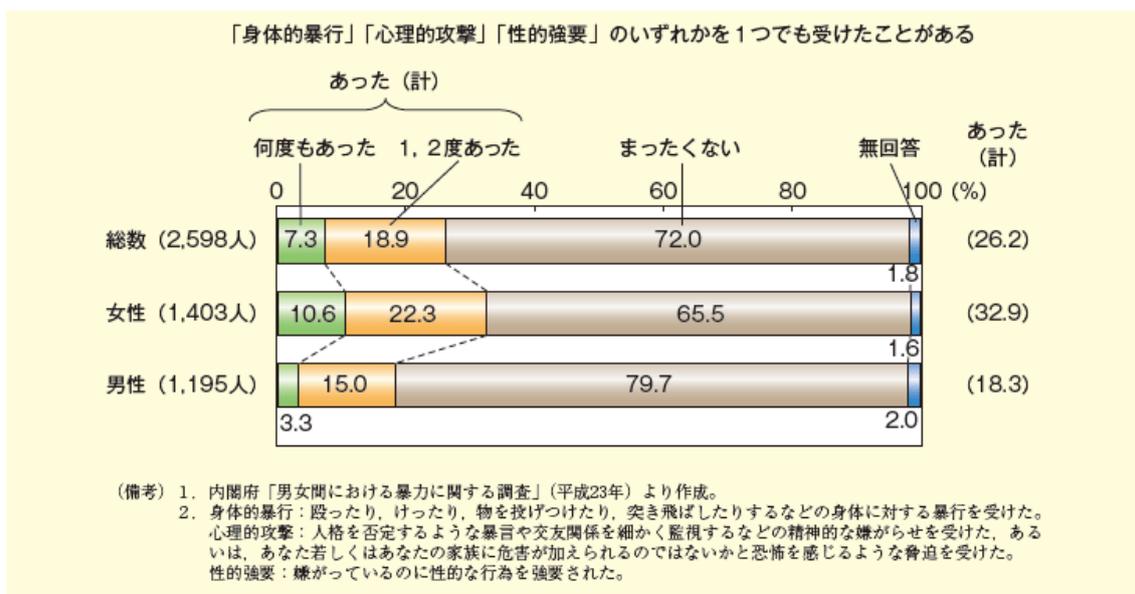
※ 本計画における「配偶者等からの暴力」の「配偶者等」には、配偶者（事実婚を含む）に加え、元配偶者（事実上離婚したと同様の事情にあることを含む）及び、交際相手など親密な関係にある（またはあった）者を含むものとしています。

なお、「暴力」には、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など様々な形態があります。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- (2) 本計画は、国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」に即し、かつ、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき神奈川県が策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」の内容を勘案し策定するものです。

配偶者からの被害経験（男女別）



出典：内閣府「男女共同参画白書」

3 計画の期間

この計画の期間は、「男女共同参画プランはやま（第3次）」の計画期間との整合を図り、平成27年度から平成32年度の6年間とします。

4 計画の基本目標

配偶者等からの暴力における被害者の多くは女性であり、経済的自立が比較的困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を無視し、男女平等社会の実現を妨げる要因の一つとなっています。また、一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重される男女共同参画社会を実現するために、配偶者等からの暴力は、早急に根絶しなければなりません。

以上のことから、本計画では、配偶者等からの暴力を根絶することを目指し、次の基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本目標

- 1 未然防止のための教育・啓発
- 2 被害者が安心して相談できる体制の充実
- 3 被害者の安全確保のための体制の整備
- 4 被害者の自立に向けての支援の充実
- 5 関係機関等との連携

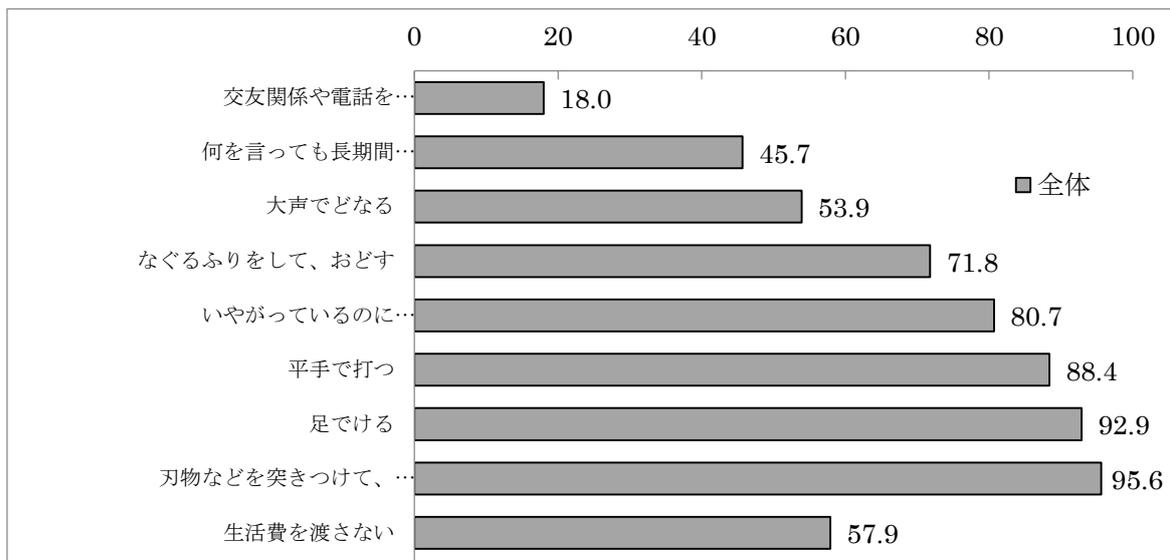
◆基本目標1 未然防止のための教育・啓発

配偶者等からの暴力は、人権の侵害であり、絶対に許されない行為であることを町民一人ひとりが深く認識する必要があります。さまざまな機会を通じて、「配偶者等からの暴力は許さない」という意識を醸成させるため、若年層から高齢者層まで幅広い世代を対象に教育、啓発に取り組みます。

具体的施策	内容
配偶者等からの暴力防止に向けた教育・啓発の実施	家庭・学校・職場・地域のあらゆる場所と機会において、配偶者等からの暴力について正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を実施し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識の高揚を図ります。
交際相手からの暴力の予防	子どもの頃からの発達段階に応じた取り組みが不可欠であるため、学校の教育活動全体を通して、人権尊重・男女平等の意識を高める教育・啓発を行います。

夫婦間での行為における暴力としての認識

(%)



(平成24年度県民ニーズ調査より)

出典：神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン」

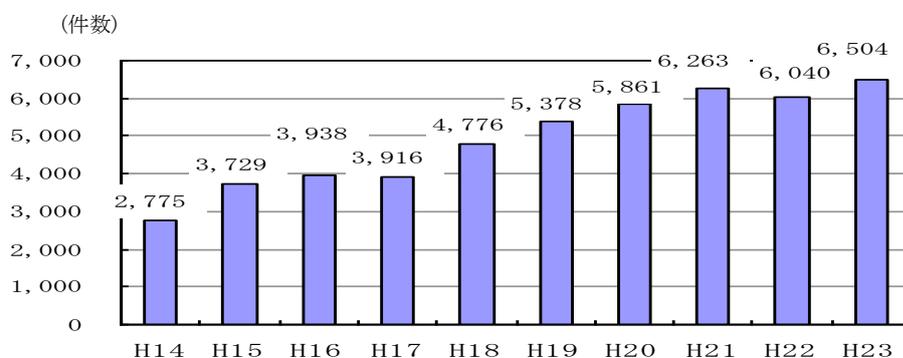
◆基本目標2 被害者が安心して相談できる体制の充実

配偶者等からの暴力は、家庭内など閉鎖された空間で行われるため、潜在化しやすく、外部からの発見は困難です。人知れず被害が深刻化するおそれがあることから、一刻も早く被害状況を把握する必要があります。そのため、相談窓口の存在と、安心して相談できる機関であることを広く周知を図ります。

また、相談内容も複雑化・多様化していることから、関係職員の育成と資質向上を図るとともに、庁内関係部署との連携を強化し、被害者の精神的な負担を軽減するワンストップサービスに努めるなど、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内容
相談窓口の周知	町内各施設に設置したDV相談カードや町内掲示板を利用し、相談窓口の周知に取り組みます。
相談体制の充実	被害者に対する支援が複数部署に関わるものについては、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、ワンストップサービスに努めるとともに、継続した支援を提供します。
関係職員の育成と資質向上	二次被害を防止し、また、被害者に対して適切な情報提供や的確な助言を行えるように、研修・講座等により関係職員の資質向上を図ります。

配偶者等からの暴力に関する相談件数



(県人権男女共同参画課調査より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」

◆基本目標3 被害者の安全確保のための体制の整備

配偶者等からの暴力は、被害者の生命に危険が及ぶ場合や、子どもに著しい心理的外傷を与える場合もあることから、関係機関との連携を強化し、緊急時の一時保護等、被害者の安全確保のための体制を整備します。また、被害者等に関する情報管理の徹底を図ります。

具体的施策	内容
緊急時における被害者等の安全確保	関係機関等と連携し、被害者を迅速かつ確実に避難させ、安全な場所で保護するとともに、適切な支援を行います。 身近な行政主体としての対応が求められるため、関係機関等との連携を図り、安全確保のための体制の充実に努めます。
被害者等に係る情報管理の徹底	町の各課で保有する被害者情報に関しては、個人情報の保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わることを防ぐよう、被害者情報の適切な取り扱いに努めます。
支援措置についての情報提供	生命または身体に危害を受ける恐れのある被害者に対して、住民票の閲覧制限等の支援措置について情報提供を行うとともに、被害者の申出によりその支援を行います。



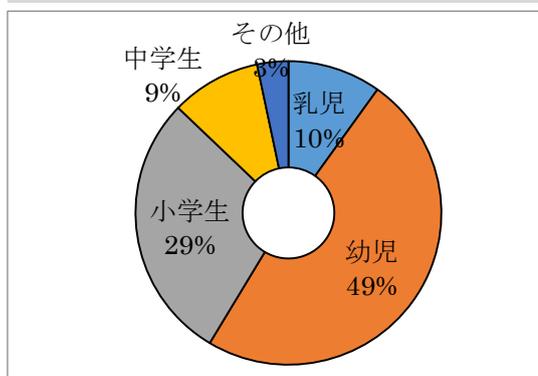
出典：神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン」

◆基本目標4 被害者の自立に向けての支援の充実

被害者の自立支援に向けて、状況に応じた適切な情報提供に努めるとともに、必要に応じて、生活保護制度などの経済的自立に向けた支援や母子生活支援施設の活用などの住宅の確保に向けた支援を行い、また、子どもを同伴する場合は、保育や就学等に関することや、子どもの心のケアなど精神面において必要な支援を行うなど、関係機関等との連携を強化し、施策や制度を広範囲にわたって活用しながら、被害者の立場に立ったきめ細かで継続的な支援を行います。

具体的施策	内容
各種制度に関する情報提供	被害者の状況に応じて、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の福祉制度や、国民健康保険や国民年金制度等の手続きについて、情報提供を行います。
住宅確保に関する情報提供	被害者の状況に応じて、ステップハウスや母子生活支援施設、民間賃貸住宅などの情報提供を行います。
関係機関と連携した経済的自立に向けた支援	経済的不安からの解消のため、関係機関等と連携し、生活保護など各種制度を利用しながら、被害者の自立に向けたきめ細かな支援を継続して行います。
関係機関と連携した切れ目のない支援	関係機関等と連携し、被害者が安心して生活できるよう、切れ目のない支援を行います。

一時保護における同伴児の状況（神奈川県調べ）



出典：神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン」

◆基本目標5 関係機関等との連携

配偶者等からの暴力の相談件数は年々増加し、相談内容も複雑化・多様化しているため、関係機関等が被害者の状況に応じて、適切な役割分担のもとで共通認識を持ち、連携して切れ目のない支援に取り組みます。また、民間支援団体と連携・協働し、配偶者等からの暴力を未然防止する啓発活動に取り組みます。

具体的施策	内容
関係機関や民間支援団体等との連携・協働	他県、他市町村との広域的な連携が必要となる場合も考えられることから、関係機関相互の連携を強めるとともに、機能を充実させ、相談、安全確保から自立まで、切れ目のない支援を総合的に行います。